

諮問番号：個人情報保護諮問第11乃至14号

答申番号：川情審査個情答申第10号

答 申

第1 審査会の結論

実施機関である川口市長が後記第2の1の(1)乃至(4)の各開示請求につき、令和3年7月15日に行った各部分開示決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 ○○○○及び○○○○は○○○○（以下、「開示請求者」という。）を代理人として川口市個人情報保護条例（以下、「条例」という。）第14条第1項に基づき、同条例で定めた実施機関である川口市長（以下、「実施機関」という。）に対し、下記の文書の開示を求めた。

(1) 令和3年5月17日（諮問第11号事案）

教育保育給付認定変更申請書・一人親に関する手続き書類

(2) 令和3年5月17日（諮問第12号事案）

教育保育給付認定変更申請書・一人親に関する手続き書類

(3) 令和3年5月24日（諮問第13号事案）

○○○○に入るにあたって提出した書類一式

(4) 令和3年5月24日（諮問第14号事案）

○○○○に入るにあたって提出した書類一式（○○○○）

2 実施機関は、上記各開示請求に対する保有個人情報として、教育・保育給付認定申請書、申立書、申立書別紙、報告書、審判期日通知書、令和2年度保育所等利用申込書、令和2年度保育所等利用申込書に係るチェック

シート、就労状況証明書、在籍証明書及び令和3年度利用保育所等変更申請書の文書を特定し、令和3年7月15日各部分開示決定をするとともに、条例第21条第2項に基づき、〇〇〇〇（以下、「審査請求人」という。）に保有個人情報開示決定第三者あて通知を行った。

- 3 上記通知に対し、審査請求人は、令和3年7月26日、各部分開示決定につき、本件各審査請求を申立てた。
- 4 実施機関は条例第30条に基づき、本件各審査請求につき、当審査会に諮問した。
- 5 審査会は、令和3年9月14日の審査会において、諮問第11乃至14号の各審査請求を併合して審理することとし、同日、実施機関から事情を聴取するとともに、その審理を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 上記保有個人情報の開示請求は、条例第14条第1項の規定に基づくものであると明記されているが、本件部分開示決定がなされた保有個人情報には開示請求者に関する情報が含まれていないものも存在するため、開示請求の要件を欠いている。
- 2 上記保有個人情報の開示請求が、仮に条例第14条第2項の規定に基づくものであった場合、つまり開示請求者が審査請求人以外の当該未成年者の法定代理人権利者である場合、開示請求者は当該未成年者と別居し、監護養育をしていない者である。そして、本件部分開示決定の対象文書の中には、離婚調停に係る書類が提出できない理由として「申立書別紙参照」との記載が含まれており、かつ「申立書別紙」との表題が記載された文書が含まれているのであるから、申立書別紙の内容は墨消しされていても、その文書の存在自体は明らかにされてしまうことになる。また、同様に本件部分開示決定の対象には、令和2年9月2日付け「報告書」との表題が

記載された文書が含まれており、その内容や作成者等は墨消しされているとしても、当該文書の存在自体は明らかにされている。なお、開示請求者は、「申立書別紙」及び「報告書」の存在自体を知っていない。

これらの「文書の存在」という保有個人情報が開示されれば、開示請求者から審査請求人に対する個人的な開示要求が強行される可能性が生じ、審査請求人または両親や生活を共にする当該未成年者ら（以下、「審査請求人等」という。）の生活上の平穏や安全はもとより、生命や身体の安全等正当な権利利益を害するおそれがあり、条例第16条第2号及び第3号に基づき、上記保有個人情報は開示されるべきではない。

- 3 以上より、審査請求の趣旨記載のとおり、本件部分開示決定を取り消し、不開示決定とされることを求める。

第4 実施機関の主張の要旨

1 保有個人情報部分開示決定の内容

- (1) 一部を開示する書類（以下「本件開示内容」という。）

教育・保育給付認定申請書、申立書、申立書別紙、報告書、審判期日通知書、令和2年度保育所等利用申込書、令和2年度保育所等利用申込書に係るチェックシート、就労状況証明書、在籍証明書及び令和3年度利用保育所等変更申請書

- (2) 開示しない部分

開示請求に係る本人の個人番号部分及び開示請求者以外の個人情報に該当する部分

- (3) 開示しない理由

「開示請求に係る本人の個人番号部分」については、条例第16条第2項に規定する「代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該開示請求に係る本人の権利利益に反すると認められる情

報」に該当するため。また、「開示請求者以外の個人情報に該当する部分」については、同条例第16条第3号に規定する「開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため。

2 弁明の趣旨

実施機関が行った本件部分開示決定に違法及び不当はないため、本件審査請求は棄却するのが妥当である。

3 「審査請求の理由」記載事実に対する認否

(1) 本件部分開示決定は、条例第14条第1項の規定に基づく開示請求がなされたことによる処分であること及び「本件開示決定がなされた保有個人情報には開示請求者に関する情報がふくまれていないものも存在する」ことについては認めるが、「開示請求の要件を欠いている」ことについては争う。

(2) 「申立書別紙」及び「報告書」について、各書類の記載内容のみを墨消しし、部分開示としたことについては認めるが、「文書の存在」を開示することが審査請求人等の「生活上の平穏や安全はもとより、生命や身体への安全等正当な権利利益を害するおそれ」があることについては争う。

4 本件審査請求に対する弁明

(1) 保有個人情報の開示については、条例第14条に規定されており、同条第2項によれば、未成年者及び成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年で15歳以上のものである場合には、本人の同意を得るものとするとしている。

実施機関は、個人情報保護条例施行規則第6条第1項及び第2項第1号の規定に基づき、開示請求者から運転免許証及び戸籍の全部事項証明書の提示を受け、開示請求を受け付けた。

(2) 審査請求人は、本件開示内容には、開示請求者がその存在自体を知らない「申立書別紙」及び「報告書」が含まれており、「文書の存在」を開示することが、審査請求人等の生活上の平穏や安全はもとより、生命や身体の安全等正当な権利利益を害するおそれがあることから、条例第16条第1項第2号及び第3号に基づき、開示されるべきではない、と主張している。

(3) 「申立書別紙」については、本件開示内容に含まれる「申立書」の内容を補完するものであり、審査請求人が令和2年9月4日時点において離婚調停に係る書類を提出することができない理由が記載されている。

審査請求人が離婚調停に係る書類を提出することができない理由があることを開示することが、審査請求人等の権利利益に反するとは認められず、また、正当な権利利益を害するおそれはない。

(4) 「報告書」については、

本件開示内容においては報告の宛名、文書の日付及び文書の表題のみを残して墨塗りとしており、報告者が誰で何の報告をしたのかは、開示請求者は知ることはできない。

したがって、「報告書」の「文書の存在」を開示することが、審査請求人等の権利利益に反するとは認められず、また、正当な権利利益を害するおそれはない。

第5 調査・審議の経過

当審査会は、本件各審査請求について、次のとおり審議を行った。

年 月 日

経 過

令和3年9月14日

実施機関からの意見聴取、書面審査

令和3年11月22日

書面審査

令和4年2月21日	書面審査
令和4年4月28日	書面審査
令和4年6月28日	書面審査
令和4年7月28日	書面審査
令和4年9月12日	書面審査

第6 審査会の判断

- 1 審査請求人は、本件各開示請求は条例第14号第1項に基づくものであり、本件各部分開示決定がされた保有個人情報には、開示請求者に関する情報が含まれていないものも存在していると主張している。

本件各開示請求書には、条例第14条第1号に基づく開示請求とされているが、本件各開示請求は、その申請書の記載内容からして条例第14条第2項に基づく開示請求と認められる。

また、審査請求人は、非開示とすべき開示請求者に関する情報が含まれていないものが、どの文書なのかの具体的な主張もなく、審査会としては判断することができない。

- 2 次に、審査請求人は、法定代理人親権者である開示請求者が、当該未成年者と別居し、監護養育をしていない者である等の事情をもって非開示とすべきと主張している。

しかしながら、審査請求人が主張するような親権者についての事情があったからといって、同人が法定代理人として開示請求することが制限されるものではない。

- 3 「申立書別紙参照」の記載について

- (1) ところで、本件開示内容の各申請については、申請にあたって提出することができない書類があるときは、市長に対しその提出できない書類名と提出できない理由を所定の欄に記載した申立書を提出することにな

っている。

- (2) 審査請求人は、同欄に直接その理由を記載することなく、「申立書別紙参照」としてその理由を記載した別紙を添付している。

ところで、実施機関への申請にあたっては、提出書類が定められ、また提出できない書類については、その提出できない理由を記載する欄が設けられ、申請者はこれに記入することになっているのであるから、その欄に直接理由が記入され、これが非開示とされたとしても、その欄に提出することができない理由が記入されていることは明らかである。

このため、開示される部分の同欄の「申立書別紙参照」と「申立書別紙」の記載のみにとどまる以上、これは提出することができない理由が、別紙として記載されていることを示すものに過ぎないのであって、この記載が開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かで不開示情報を開示することになったり、また、開示請求者以外の者に関する情報を含む保有個人情報であって、開示することにより開示請求者以外の者である審査請求人等の権利利益を害するおそれがあると認められる情報でもなく、条例第18条及び第16条第3号に該当せず、「申立書別紙参照」と「申立書別紙」の表題の記載についてこれを開示する決定に誤りはない。

4 「報告書」等の記載について

川口市教育・保育給付認定及び利用調整等事務取扱要綱によれば、保育園等における保育の利用をする場合、それを希望する保護者が申請をしなければならいことになっている。そして、保護者とは未成年者を現に監護するものを指すことから、保育園の申込みにあたり、その申請者が未成年を現に監護するものであるかは申請の要件である。

このため、この申請を受けるにあたっては、申請者の監護している状況を示してもらう必要があり、一般には申請者に報告書等を提出してもらい、これをもって判断している。

本件開示内容の各申請手続きも、同居している一方の親のみを保護者とする申請であって、報告書等の提出が求められる事案である。このため、開示される部分が報告書の表題と年月日、提出先のみ記載にとどまる以上、これは、申請にあたってその手続きに従った添付書類である報告書が提出されたことを示すに過ぎないものであり、これらの記載が開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することになったり、また、開示請求者以外の者に関する情報を含む保有個人情報であって、これを開示することにより審査請求人等の正当な権利利益を害するおそれがある情報とは認められず、条例第18条及び第16条第3号に該当せず、「報告書」という表題及び「年月日」と「提出先」の記載部分についてこれを開示した決定に誤りはない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和4年9月12日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬橋 隆紀

委員 飯塚 肇

委員 田村 泰俊